

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 東京国税局管内税務署及び国税庁事務管理センターの庁舎内の食堂営業の委託
- (2) 営 業 場 所 食堂
東京国税局管内税務署庁舎内（5 か所）及び国税庁事務管理センターの食堂（1 か所）
- (3) 募集業者数 6 業者以下

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東京国税局所管の契約担当官、支出負担行為担当官及び財務省共済組合東京国税局支部長との契約実績のある者については、過去 5 年間に於いて、契約条項違反又は重大なる過失若しくは不正等により契約履行に支障を来したことがなく、各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。
- (5) 営業開始日までに保健所等による営業許可を取得できること。

3 実施要領等の交付

- (1) 場 所 〒104-8449 東京都中央区築地 5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2 階 210 号室）
- (2) 期 間 令和 7 年 10 月 30 日（木）午前 10 時～令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。

4 公募参加届出書等の受付

- (1) 提出期限 令和 7 年 11 月 28 日（金）必着
- (2) 提出場所 イ 郵送の場合
〒104-8449 東京都中央区築地 5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係
ロ 持参する場合
東京都中央区築地 5-3-1
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2 階 210 号室）

5 契約書作成の要否

作成を要する。

6 照会先

東京国税局 総務部 厚生課 厚生係
電話 03（3542）2111 内線 2314（担当者 堀内）

7 申込書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公告する。

令和 7 年 10 月 30 日

東京都中央区築地 5-3-1

財務省共済組合

東京国税局支部長 小宮 敦史